◇泉 美和子 君

○議長(髙橋 猛君) 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、 登壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 私は3つの問題について一般質問いたします。

はじめに、子供の医療費無料化拡充について伺います。

政府の新型交付金、地域住民生活等緊急支援のための交付金地方創生先行型を活用して子供の 医療費助成を拡充する自治体が全国に広がっています。県内自治体でも、独自助成で入院・通院 とも中学卒業まで無料という流れになってきていますが、このたび秋田県が人口ビジョンと総合 戦略案の中で、人口減に対応して子育て支援を強化するとして、来年度から医療費助成制度を中 学卒業まで拡大し、第三子出生の場合、第二子から保育料の全額助成を行うことを明らかにしま した。子育て世代の方々から歓迎の声が上がっていますが、当町では、以前の質問に対し地方創 生の取り組みの中で精査すると述べられましたが、どのように検討されているのかお伺いいたし ます。

子供の健やかな成長のために、必要な医療を医療費の心配なしにすぐ受けることができる子供の医療費助成制度の拡充は子育て家庭の強い要望です。少子化対策という点でもど真ん中の施策と言えるのではないかと思っています。ぜひ当町でもこの機会に中学校卒業まで助成を拡充するよう求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もおっしゃいましたが、3月定例会における泉議員からの一般質問に対する答弁で、日本全体で人口減少への対応や地方創生に取り組まなければならない状況を鑑み、平成27年度に策定予定の美郷町版まち・ひと・しごと創生総合戦略における多岐にわたる取り組みにおいて、福祉医療のあり方も検討事項に入れることが必要である旨認識していること、また地方創生の各般の取り組みを総合的に検討する中で、福祉医療の拡大、充実の良否を精査する考えであることをお伝えしておりますが、さきの答弁を踏まえ諸環境等の精査を行った結果、現在作業中の美郷版総合戦略の中に福祉医療制度の拡充を盛り込む方向にすることとし、既に計画策定委員の皆様方にご提示するとともに、現在、ご協議をいただいているところです。また、議員もおっしゃいましたが、秋田県においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略案の中で、少子化対策として福祉医療

制度を中学生まで拡充する案を策定している由伺っているところです。そのため、今後は県の制度拡充部分の成案化に向けた動向を注視するとともに、美郷町のこれまでの福祉医療制度に対する取り組み思想と経過を踏まえ、県の制度との調整を図りながら、美郷版総合戦略の中で中学生までの制度拡充について実現するようさらに議論を積み重ねてまいります。以上です。

- 〇議長(高橋 猛君) 再質問ありますか。泉 美和子君。
- ○9番(泉 美和子君) 拡充するというご答弁でございましたので歓迎でありますけれども、これからの中身の検討だと思いますが、県の方向では自己負担を残すという、そういう方向の報道などもありました。ぜひ完全無料化という方向で今後検討していただきたいと思いますが、その点を伺います。
- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- **〇町長(松田知己君)** ただいまの再質問にお答えいたします。

今後さらに議論を積み重ねてまいりますが、議員からのご意見として承りたいと思います。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) それでは、次の質問に入ってもらいます。
- **〇9番(泉 美和子君)** 次に、高齢者や障害者世帯などへの雪おろし費用の助成についてお伺いいたします。

雪国に暮らす者にとって除雪や屋根の雪おろしは必然なことでありますが、近年の豪雪続きではどの世帯にとっても大変な負担になっています。とりわけ高齢者世帯にとっては、体力的な問題、経済的な問題、担い手の問題などで負担が大きいのがこの雪おろしです。これまでの質問に、町としても支援策の必要性を認識しながらも助成対象の線引きなどの課題解決が難しいとしてきましたが、少子高齢化の進行のもと、当町においても高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えています。地域での支え合いとともに行政による直接支援が今こそ求められていると思います。

大仙市が今冬から新たに雪おろしにも費用助成することになりましたが、当町でも高齢者等の 冬の暮らしの安全確保と福祉の向上の立場からぜひ雪おろし費用について助成するよう求めるも のですが、お考えをお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

建物を所有しお住まいになっている限りは、降雪地域においては雪おろしは家屋管理の一環と

して当然のことながら生じることで、おのずと所有者責任において個別で対応していくことが原 則である旨は昨年の質問にもお答えしたところです。しかし、昨冬も含め5年連続の大雪の状況 下では、高齢者世帯のみならず、いずれのご家庭におかれましても雪おろしや玄関の雪寄せなど 自宅の管理にはご難儀されていることと承知しております。こうした状況を踏まえた議員のご質 問と存じますが、美郷町としてもそうした状況への対応について意識を持っているところです。

しかし、先ほど議員がおっしゃいましたが、行政機関としては、以前にも同様趣旨を答弁させてもらっていますが、生活弱者支援のあり方として真に必要性と公平性を把握、認識した支援であることが求められる一方で、その把握には困難性が伴い、例えば単に住民税非課税という線引きでは本当に支援を要する世帯か否か把握が難しいという制度設計における現実的な課題もあるところです。そのため、今後の対応及び支援については十分な検討が必要とかねてより考えておりますが、昨今の異常気象に伴う被害状況や高齢化が確実に進展している現状を鑑みると、具体の支援策をまとめる必要性が高まっている旨も認識しているところです。

そこで、改めて近隣自治体の制度内容及び必要性、公平性の課題への対処策などを把握、調査するとともに、今後の動向等も見定め、美郷町として各般の事業を支える財源である地方交付税の縮減の現実も踏まえながら、支援を要する状況や支援内容などについて調査検討をさらに重ね、来年度からの事業実施を目指してまいるための議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり) それでは、次の質問に入ってもらいます。
- ○9番(泉 美和子君) 最後の質問です。平和の問題について伺います。

安倍政権は、圧倒的多数の国民の反対の声を無視して安全保障関連法案をきょうあすにも衆院 特別委員会で強行採決しようとしていますが、この法案についての町長の見解をお伺いいたしま す。

安全保障関連法案について、安倍首相は国民の平和と安全を守る法案だと強調してきましたが、それならなぜ世論調査で国民の8割が説明不足、過半数が反対の意見を述べているのでしょうか。この法案は、これまで政府が憲法9条のもとでは違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、アメリカなどの軍隊によるさまざまな場合での武力行使に自衛隊が地理的限定なく緊密に協力するなど、憲法9条が定めた戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認の体制を根底から覆すものです。日本の国の形をこれまでの戦争できない国から戦争できる国に根本的に変えるものです。

私は、命を生む母親として、女性として、次の世代に戦争のない平和な社会を手渡してやりたいと願っています。憲法違反の法案は直ちに廃案にすべきだと思います。全国各地で「憲法と民主主義を守れ」と法案廃案を求める国民の運動が日に日に広がっています。多くの世論調査でも、今国会での成立反対が6割以上です。それでも多数で押し通すことは、民主主義を踏みにじるまさに暴挙と言わなければなりません。「憲法は国民一人一人の権利で、それを無視するのは国民をないがしろにすること」、これは8月30日のこの安全保障法案廃案に向けた国民大行動に参加したSEALDs、自由と民主主義のための学生緊急行動、この中の大学生がお話をした言葉であります。また、「どこの国とも武力によらず仲良くできるのが希望です。それは理想ではない。まだまだ法案をとめられるし、平和をつくる行動は続く」、これは高校1年生の言葉です。国会を埋めつくした12万人の勢いもすごいものですが、全国21都道府県に学生中心の組織ができたということです。また、若いお母さんたちは「誰の子供も戦争で殺させない」、こう立ち上がっています。国民各層が立ち上がっているうねりを全国民がこのように知った意味は大変大きいものだと思います。

圧倒的多数の憲法学者や弁護士、元内閣法制局長官や元最高裁判所長官まで憲法違反だと指摘 しているこの安全保障関連法案は今すぐ廃案にすべきものと考えるものですが、住民の生命と財 産を守る自治体としての首長、町長の見解を伺うものです。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の法案については、昨日の報道を見ましても賛否両論のある有権者に非常に関心の高い法案である旨認識しているところです。私も個人としては、今後の防衛のあり方に影響を持つ法案として高い関心は持っているところです。しかしながら、議員もご存じのとおり、地方自治体の存在及び仕事の根幹にある法律、地方自治法では、その第1条の2に、地方自治体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。そして国については、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う旨明記されているところであり、議員ご質問の法案はまさに防衛に関する法案で、国の役割に該当するところです。

また、地方自治法第1条の2の趣旨を踏まえますと、美郷町議会のただいまの時間は美郷町行政について議論する時間と場であり、国の専権事項に関しまして、しかも現在審議中の法案に対して地方自治体の長が見解を述べることはなじまないものと私は考えております。したがいまし

て、議員からのご質問に対する答弁を差し控えますことにどうかご理解をお願いいたします。

なお、当該法案の内容等については、国の専権事項ということもあってか国からの説明はありませんし、資料等の提供もないところです。したがって、インターネット等を通じ条文を読むことは可能ですが、そもそも条文解釈を含めて正確な把握に基づく的確な理解をしているとは言い切れませんので、報道を通じた把握と理解だけでは感覚的な見解とのそしりを免れないものと認識しております。

また、個別案件ではなく全体に通ずる認識ですが、国のあり方や制度等が大きく変化あるいは 変換する法律制定及び法律改正については、当然のことですが、慎重の上にも慎重を重ね、十二 分に議論をしていただくことが国会に求めたいことである旨の見解は地方自治体の長の立場とし て申し添えたいと思います。以上です。

○議長(髙橋 猛君) これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。